

第26回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和4年7月28日(木) 午後3時00分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和4年7月28日(木) 午後3時00分

2. 閉会時間 令和4年7月28日(木) 午後3時33分

3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 14名

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	(会長) 北浦 守金	2	坂本 文子	3	鳥田 誠吾
4	佐藤 幸平	5	西森 博昭	6	片山 定幸
7	大川 徳昭	8	宮崎 光男	9	大町 信広
10	吉田 徳成	11	吉田 政信	12	平野 晋
13	吉田 昭浩	14	吉田 幸春	15	永田 充
16	片山 久和	17	廣瀬 光徳	18	森 誠
19	村里 枝美子				

5. 欠席委員者の数 5名

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
3	鳥田 誠吾	5	西森 博昭	7	大川 徳昭
9	大町 信広	18	森 誠		

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 14名

地 区	氏 名	地 区	氏 名	地 区	氏 名
安中	北尾 健一郎	中央	稲田 俊夫	杉谷	堀川 邦夫
三会	榊 廣	三会	山口 清則	三会	林田 了星
東空閑	本多 正典	大野	井上 和利	高野	吉田 純弘
高野	吉田 和久	池田	松本 良二	久原	本田 敏博
釘崎	太田 武春	戸田	林田 靖仁		

7. 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について

報告第2号 使用貸借解約通知書について

報告第3号 農地改良等届について

報告第4号 農地台帳登載申請について

8. 議案

第1号議案	農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請について
第2号議案	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第3号議案	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第4号議案	非農地証明願について
第5号議案	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
第6号議案	農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について
第7号議案	島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について

午後3時00分開会

議長（会長）

皆さん、こんにちは。

ただ今より、第26回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、3番 鳥田 誠吾 委員、5番 西森 博昭 委員、7番 大川 徳昭 委員、9番 大町 信広 委員、18番 森 誠 委員は所要のため、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会 会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、11番 吉田 政信 委員、12番 平野 晋 委員を指名します。

議長（会長）

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページに記載のとおりで、3件 3筆 2, 531平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集2ページに記載のとおりで、1件 6筆 3, 730平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、農地改良等届について報告します。

議案集3ページに記載のとおりで、1件 1筆 866平方メートルの届けがありました。

次に、報告第4号、農地台帳登載申請について報告します。

議案集3ページに記載のとおりで、1件 1筆 72平方メートルの申請がありました。

現地確認は7月21日に……、……委員で確認していただきました。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ1番に記載のとおりで、田4筆、畑 3筆 、計 7筆 2, 146平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、16, 381平方メートルで、農機具は、トラクター 3台、管理機 1台、コンバイン 1台、軽トラック2台、を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

（……委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は、60年の農作業暦があります。子と二人で農業を営み、申請地も含め、飼料作物を作付し、通作距離は自宅から車で5分ということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集5ページ、1番に記載のとおりで、申請地2, 681平方メートルを資材置場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

（……委員）

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は鉄道用地、南側は水路、西側は道路となっております。

盛土造成しブロック積みを行い、雨水は水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、1番に記載のとおりで、申請地100平方メートルを譲り受け、家庭菜園として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側は水路、西側は雑種地となっております。現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、2番に記載のとおりで、申請地 1, 200平方メートルを譲り受け、駐車場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地区域外で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（北浦 守金 会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 ……委員

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は………の一角にあり、北側は山林、東側は農地、南側及び西側は山林となっております。造成し擁壁を設け、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

賃借人及び賃貸人は、議案集6ページ、3番に記載のとおりで、申請地640平方メートルを借り受け、資材置場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地区域外で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 ……委員

（……委員）

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は………の一角にあり、北側及び東側は水路、南側及び西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案、非農地証明願いの1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集7ページ1番に記載のとおりで、申請地は平成2年4月頃から、木が繁茂し山林化しています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

（……委員）

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地の……の一角については、北側は山林、東側は農地、南側は道路、西側は宅地となっております。

また、申請地の……の一角については、北側は農地、東側は水路、南側は道路、西側は農地となっております。

現地を見ますと、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。
次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、説明します。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとする
ものであります。

利用権設定については、議案集8ページから11ページに記載のとおりで、

耕作権の新規設定 10件 18筆 17,323㎡

耕作権の再設定 8件 24筆 23,702㎡

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集12ページに記載のとおりで、1件
2筆 2,386平方メートルです。

合 計 19件 44筆 43,411㎡ です。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）を承認
することに決定してよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）」
を承認することに決定いたします。

議長（会長）

次に、第6号議案、「農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）」について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明します。

議案集の13ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、25筆、23,757平方メートルの農地について、島原市から「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、11名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第6号議案は、「問題なし」ということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議がないようですので、第6号議案、「農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）」は「問題なし」ということで市に回答することに決定いたします。

次に、第7号議案 島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局

第7号議案、島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について説明します。

この協議会は、農業の健全な発展を図るための条件を備えた農業振興地域を保全し形成することを目的として設置されております。現在の委員の任期が令和4年7月31日を以て満了することに伴い、市長より次期委員6名の推薦依頼がきておりますので、次期委員の推薦方よろしくお願いします。

なお、現在の委員につきましては、各地区から1名委員として選出され、……委員、……委員、……委員、……委員、……委員、……委員の6名の方が就任されており、令和2年の新体制移行後、務めていただいております。

また、次期委員の任期は令和4年8月1日から2年間となっております。

以上で説明を終わります。

議長（会長）

ただいま、事務局より説明がありましたが、何か意見等はありませんか。

……委員より、意見あり

議長（会長）

はい、どうぞ

（……委員）

この際、抜本的に基盤整備を進めなければいけないと思っています。

何回も遊休農地は、見に行っているが殆ど問題は解決しない。

地域を絞って抜本的にしなければ、何回も同じことの繰り返しになる。

この間も……地区の遊休農地を見に行ったが、……地区もだが、小さい谷がいっぱいである、それを埋めてしまえば面積が増える。いずれ人もいなくなる、無人化できるよう思いっきりしなければならない。中途半端に基盤整備をしても、10年もすれば人がいなくなる。また、やり直しになる。そのときは金もなくなってしまう。

議長（会長）

いいですか、今、……委員から基盤整備について指摘をいただいた。

これから、指摘を十分踏まえながら、活動をしていく必要があるのではないかと思います。

今回の議題は、島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦ということで、これまで、事務局から説明がありました、6名の方を推薦しておりました。

今回、任期が切れるということで、市の方から委員の推薦がきておりますので、今、……委員さんからの意見を十分踏まえながら、委員になられた方には圃場整備等を進める施策を出していただけたらと思っています。

委員の推薦について、ご意見等ございませんか。

現在の6名の委員を引き続いて推薦をすることも一つ考えられますが、皆さん、いかがですか。

（……委員）

できれば、変わってほしい。

議長（会長）

……委員から、できれば変わってほしいとの意見がでましたが、他の皆さん、いかがですか。

（……委員）

ちょっと、よろしいですか。農業委員の任期が来年までと思うんですが、委員の任期が2年ということは、そのあと、どうなるんですか。

議長（会長）
事務局

事務局

今、依頼されているのは令和4年8月1日から令和6年7月31日までの任期となっております。今おっしゃられたように、来年改選ですので、結果的には今回なられた方は、令和5年7月19日までの任期になると思います。その後、新しい方で選んでいただき、そのままする方もいますし、新しくなった場合は、前委員の残任期間の令和6年7月31日まで委員を引き継ぐことになるかと思います。

議長（会長）
……委員さん、今の説明でよろしいでしょうか。

（……委員）
はい。

（……委員）
農業委員を兼任していないで、1年間、推進委員をすることはできるんですか。
農業委員をしていなければ、基盤整備の推進委員をできないんですか。

事務局

今の、農業振興地域整備促進協議会委員は農業委員です。農業委員に推薦の依頼がきています。

議長（会長）
現在の農業委員の中から推薦していただき、2年間していただいております。
2年間の任期が切れるものですから、現在していただいている委員さんに引き続きしていただくことも可能と思われます。

（……委員）
どういう活動をしているんですか。

事務局

農業振興地域協議会については、だいたい年に3回あるんですが、今年、5年に一度の見直しがあるものですから、8月と来年の3月にあると思われます。

少し説明不足でしたが、平成30年についても、このような形で説明させていただき、任期一杯そのままの形でされておりましたので、議長の方からも説明があったかと思います。

（……委員）
1年かぶるだけでしょう。

議長（会長）

そうですね、委員が変わるときに、新しい方が前委員の残任期間をするかと思います。
他に委員をされている方で、……さん、……さん、……さんと出席されていますが、
皆さん、いいですか。

議長（会長）

ありがとうございます。
それでは、ご意見がないようであれば、議長において指名推薦したいと思います。
ご意見、ございませんか。

委員からはいい、との意見

議長（会長）

ご異議がございませんので、議長において、指名推薦したいと思います。
島原市農業振興地域整備促進協議会委員の次期委員として、現在の委員であります、……委員、……委員、
……委員、……委員、……委員、……委員の6名を推薦したいと思います。
今、申し上げました6名の委員さんを推薦するというので、決定させていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」という発声）

議長（会長）

島原市農業振興地域整備促進協議会委員の次期委員として、現在の委員であります6名を推薦するというこ
とで決定させていただきます。

議長（会長）

以上で、第26回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。
これで、第26回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後 3時 33分